

福岡女子大学教職課程履修規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、福岡女子大学学則（以下、「学則」という。）またはこれに基づく別段の定めによるもののほか、教職課程の履修方法について必要な事項を定める。

(免許状及び免許教科の種類)

第2条 学則第18条の規定の定めるところにより得ることができる教育職員免許状及び免許教科の種類は、次表に掲げるとおりである。

| 学部 | 学 科 | 免 許 状 |
|----------------|--------|-----------------------------------|
| 国際 文理 学部 | 国際教養学科 | 中学校教諭一種免許状(国語) 高等学校教諭一種免許状(国語) |
| | | 中学校教諭一種免許状(英語) 高等学校教諭一種免許状(英語) |
| | 環境科学科 | 中学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(理科) |
| | 食・健康学科 | 栄養教諭一種免許状 |

(基礎資格及び単位)

第3条 前条で定める免許状授与の所要資格を得るためには、基礎資格として学士の学位を有することが必要であり、かつ次の六分野にわたりそれぞれ必要な単位数を修得しなければならない。

(1) 日本国憲法

共通基盤科目の「日本国憲法」(2単位)を修得しなければならない。

(2) 体育

健康スポーツ実習の「健康スポーツ実習Ⅰ」(1単位)及び「健康スポーツ実習Ⅱ」(1単位)の合計2単位を修得しなければならない。

(3) 外国語コミュニケーション

学術言語プログラムの「学術英語コミュニケーションⅡ」(1単位)及び「学術英語コミュニケーションⅢ」(1単位)の合計2単位を修得しなければならない。

(4) 情報機器の操作

情報活用科目の「情報インテリジェンス」(2単位)を修得しなければならない。

(5) 教職に関する科目

教職に関する科目の授業科目及び単位数は、学則第6条第5項に定める別表第15のとおりであり、別表第1、第2に掲げるとおりに履修しなければならない。ただし、教職実践演習(中高)、教職実践演習(栄養教諭)は、それぞれ4年次後期に履修しなければならない。本学においては、中学校教諭一種免許状取得(高等学校教諭一種免許を併せて取得する場合を含む。)に必要な単位数は31単位であり、高等学校教諭一種免許状取得に必要な単位数は25単位、栄養教諭一種免許状に必要な単位数は24単位である。

教科教育法に関する科目については、免許教科に係る教科教育法のみが必修科目である。

中学校教諭一種免許状を取得する場合（高等学校教諭一種免許状を合わせて取得する場合を含む。）には、「道徳教育の指導」（2単位）が必修である。

教育実習については、「事前・事後指導」（1単位）は必修である。中学校教諭一種免許状を取得する場合（高等学校教諭一種免許状を併せて取得する場合を含む。）には、「中学校教育実習」（2単位）と「高等学校教育実習」（2単位）の合計4単位が必修である。高等学校教諭一種免許状のみを取得する場合には、「高等学校教育実習」（2単位）が必修である。

また、「栄養教諭一種免許状」を取得する場合には、「栄養教諭教育実習事前・事後指導」（1単位）と「栄養教諭教育実習」（1単位）の合計2単位が必修である。

なお、栄養教諭一種免許状を取得するためには、基礎資格として「管理栄養士養成施設の課程を修了し、栄養士免許状を有すること」が必要である。

(6) 教科に関する科目

教科に関する科目の最低修得単位数は、次表に掲げるとおりであり、取得しようとする免許状の種類及び免許教科に応じて、別表第3から第5に定める授業科目の所要単位を修得しなければならない。

| | |
|--------------------------|-------|
| 中学校教諭一種免許状取得に必要な最低修得単位数 | 28 単位 |
| 高等学校教諭一種免許状取得に必要な最低修得単位数 | 34 単位 |

(7) 栄養に係る教育に関する科目

栄養に係る教育に関する科目の修得単位数は、次表に掲げるとおりであり、別表第2に定める授業科目の所要単位を修得しなければならない。

| | |
|------------------------|------|
| 栄養に係る教育に関する科目に必要な修得単位数 | 4 単位 |
|------------------------|------|

(教育実習)

第4条 教育実習には、4年次において履修する「事前・事後指導」（1単位）、「中学校教育実習」（2単位）、「高等学校教育実習」（2単位）の三種類がある。

なお、「中学校教育実習」（2単位）ないし「高等学校教育実習」（2単位）は、中学校において履修しても、高等学校において履修してもよい。

2 中学校教諭一種免許状を取得する場合（高等学校教諭一種免許状を併せて取得する場合を含む。）は、「事前・事後指導」（1単位）、「中学校教育実習」（2単位）、「高等学校教育実習」（2単位）の合計5単位を修得しなければならない。

3 高等学校教諭一種免許状のみを取得する場合は、「事前・事後指導」（1単位）と「高等学校教育実習」（2単位）の合計3単位を修得しなければならない。

4 4年次において、「事前・事後指導」（1単位）、「中学校教育実習」（2単位）、「高等学校教育実習」（2単位）を履修するためには、教職に関する科目のうち、「教職基礎論」（2単位）、「教育原理」（2単位）、「教育心理学」（2単位）、「教科教育法Ⅰ」（2単位）、「教育方法学」（2単位）、「生徒指導論」（2単位）、「教育相談論」（2単位）の7科目（14単位）以上をすでに修得しておかななければならない。

(栄養教諭教育実習)

第5条 栄養教諭教育実習には、3年次において履修する「栄養教諭教育実習事前・事後指導」(1単位)、「栄養教諭教育実習」(1単位)がある。

なお、「栄養教諭教育実習」(1単位)は、小学校において履修しても、中学校において履修してもよい。

2 栄養教諭一種免許状を取得する場合は、「栄養教諭教育実習事前・事後指導」(1単位)、「栄養教諭教育実習」(1単位)の合計2単位を修得しなければならない。

3 3年次において、「栄養教諭教育実習事前・事後指導」(1単位)、「栄養教諭教育実習」(1単位)を履修するためには、教職に関する科目のうち、「教職基礎論」(2単位)、「教育心理学」(2単位)、「教育行政学」(2単位)、「教育課程論」(2単位)、「教育方法学」(2単位)の5科目(10単位)及び栄養に係る教育に関する科目である「学校栄養教育法Ⅰ」(2単位)、「学校栄養教育法Ⅱ」(2単位)の2科目(4単位)をすでに修得しておかなければならない。

栄養教諭一種免許状取得に必要な単位数は22単位以上であり、本学では別表第2に掲げるとおりに28単位以上を修得しなければならない。

(教育実習等の履修年次)

第6条 前2条で定められた教育実習等の履修年次については、原則として次表に掲げるとおりとする。

(1) 中学校教諭一種免許状を取得する場合(高等学校教諭一種免許状を併せて取得する場合を含む)

| | |
|-----|--|
| 1年次 | 教職基礎論(2単位) |
| 3年次 | 介護等体験(7日間) |
| 4年次 | 事前・事後指導(1単位)、中学校教育実習(2単位)、高等学校教育実習(2単位)、教職実践演習(中・高)(2単位) |

(2) 高等学校教諭一種免許状のみを取得する場合

| | |
|-----|---|
| 1年次 | 教職基礎論(2単位) |
| 4年次 | 事前・事後指導(1単位)、高等学校教育実習(2単位)、教職実践演習(中・高)(2単位) |

(3) 栄養教諭一種免許状を取得する場合

| | |
|-----|------------------------------------|
| 1年次 | 教職基礎論(2単位) |
| 2年次 | 学校栄養教育法Ⅰ(2単位)、学校栄養教育法Ⅱ(2単位) |
| 3年次 | 栄養教諭教育実習事前・事後指導(1単位)、栄養教諭教育実習(1単位) |
| 4年次 | 教職実践演習(栄養教諭)(2単位) |

(介護等体験)

第7条 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号）（介護等体験特例法）に基づき、平成10年度入学生及び既卒者で平成10年度以降から中学校教諭の免許状を取得する場合には、介護等の体験をしなければならない。介護等体験は、3年次において履修するものとし、期間は7日間とする。

2 介護等体験にかかる費用は自己負担とする。

3 介護等体験の科目等履修生の取り扱いは、福岡女子大学科目等履修生規則（法人規則第40号。以下「科目等履修生規則」という。）による。ただし、科目等履修生として出願できる者は、科目等履修生規則第8条第1項ただし書きに準じ、本学の卒業生に限るものとする。また、介護等体験は、2単位相当の授業科目とみなして取り扱う。なお、同規則第10条に規定する単位の認定は行わないものとする。

（補足）

第8条 この規程に定めるもののほか、教職課程の履修に関し必要なことは、教職課程部会において定める。

附 則

この規程は、平成23年度入学生から適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1 中・高等学校教諭一種免許状に必要な教職専門科目

| 免許法施行規則に定める科目区分等 | | | 左記に対する開設授業科目 | 単位数 | |
|------------------------|--|------------|--|-------------|-------------|
| 科目 | 各教科に含める必要事項 | 単位数 | 授業科目 | 中 | 高 |
| 教職の意義等に関する科目 | <ul style="list-style-type: none"> ・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修、サービス及び身分保障等を含む。） ・進路選択に資する各種機会の提供等 | 2 | 教職基礎論 | 2 | 2 |
| 教育の基礎理論に関する科目 | ・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 | 6 | 教育原理 | 2 | 2 |
| | ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。） | | 教育心理学 | 2 | 2 |
| | ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 | | 教育行政学 | 2 | 2 |
| 教育課程及び指導法に関する科目 | ・教育課程の意義及び編成の方法 | 中12 高 6 | 教育課程論 | 2 | 2 |
| | ・各教科の指導法 | | 国語科教育法Ⅰ 国語科教育法Ⅱ 国語科教育法Ⅲ 国語科教育法Ⅳ | 2 | 2 |
| | ・道徳の指導法 | | 英語科教育法Ⅰ 英語科教育法Ⅱ 英語科教育法Ⅲ 英語科教育法Ⅳ | 2 | 2 |
| | ・教育課程の意義及び編成の方法 ・特別活動の指導法 | | 理科教育法Ⅰ 理科教育法Ⅱ 理科教育法Ⅲ 理科教育法Ⅳ | 2 | 2 |
| | ・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） | | 道徳教育の指導 | 2 | |
| | | | 特別活動の指導 | 2 | 2 |
| 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 | ・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導の理論及び方法 | 4 | 生徒指導論 | 2 | 2 |
| | ・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 | | 教育相談論 | 2 | 2 |
| 教 育 実 習 | | 中 5 高 3 | 事前・事後指導 中学校教育実習 高等学校教育実習 | 1 2 2 | 1 2 2 |
| 教 職 実 践 演 習 | | 2 | 教職実践演習（中・高） | 2 | 2 |
| 中学校教諭一種免許状取得に必要な単位数 | | | | 31 | |
| 高等学校教諭一種免許状取得に必要な単位数 | | | | 25 | |

各教科の指導法については、該当教科の指導法を履修すること。なお、各教科の指導法の科目より、中・高一免ともに各教科の教育法Ⅰの2単位を必修とする。中一免は、各教科の教育法Ⅱ～Ⅳより2単位以上を選択必修とする。

別表第2 栄養教諭一種免許状に必要な教職専門科目

| 免許法施行規則に定める科目区分等 | | | 左記に対応する開設授業科目 | |
|------------------------|--|-----|-----------------|-----|
| 科目 | 各教科に含める必要事項 | 単位数 | 授業科目 | 単位数 |
| 栄養に係る教育に関する科目 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項 ・ 幼児、児童及び生徒の栄養にかかる課題に関する事項 ・ 食生活に関する歴史的及び文化的事項 | 4 | 学校栄養教育法Ⅰ | 2 |
| | | | 学校教育法Ⅱ | |
| 教職の意義等に関する科目 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 教職の意義及び教員の役割 ・ 教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。) ・ 進路選択に資する各種機会の提供等 | 2 | 教職基礎論 | 2 |
| 教育の基礎理論に関する科目 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 | 4 | 教育原理 | 2 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。) | | 教育心理学 | 2 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 | | 教育行政学 | 2 |
| 教育課程及び指導法に関する科目 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育課程の意義及び編成の方法 | 4 | 教育課程論 | 2 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 道徳及び特別活動の指導法 | | 道徳教育の指導 | 2 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) | | 特別活動の指導 | 2 |
| 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒指導の理論および方法 ・ 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論および方法 | 4 | 教育方法学 | 2 |
| | | | 生徒指導論 | 2 |
| | 栄養教育実習 | 2 | 栄養教諭教育実習事前・事後指導 | 1 |
| | | | 栄養教諭教育実習 | 1 |
| | 教職実践演習 | 2 | 教職実践演習(栄養教諭) | 2 |

最低修得単位数は法の上では22単位であるが、本学では28単位必要である。

基礎資格として、管理栄養士養成施設の課程を修了し、栄養士免許を有することが必要である。

栄養士免許状取得に必要な科目は、管理栄養士国家試験受験資格を取得するために必要な科目は学生便覧の「各種試験資格等の取得」を参照のこと。

| 免許 教科 | 教育職員免許法施行規則に定める教 科に関する専門教育科目 | 本学における該当科目 | | | 備考 |
|--|---------------------------------|--|--------|---|------------|
| | | 授業科目 | 単位 | | |
| | | | 必 | 選 | |
| 国 語 (中 学 校 ・ 高 等 学 校) | 国語学(音声言語及び文章表現に関 するものを含む。) | ○ 国語表現(音声・文法・表記) 日本語音韻論 日本語表記論 日本語文法論 国語学実践研究 | 2 | | |
| | 国文学 (国文学史を含む。) | 日本文学入門 ○ 日本文学史 和漢比較文学 奈良時代の文化と文学 平安・鎌倉時代の文化と文学 江戸時代の文化と文学 明治・大正時代の文化と文学 日本言語文化文献講読B(かな) 上代日本文学講義 中古日本文学講義Ⅰ 中古日本文学講義Ⅱ 中世日本文学講義Ⅰ 中世日本文学講義Ⅱ 近世日本文学講義Ⅰ 近世日本文学講義Ⅱ 近代日本文学講義 現代日本文学講義 古典文学実践研究 | 2 | | |
| | 漢文学 | 日本語文化文献講読A(漢文) 漢文学講義 ○ 漢文学実践研究 中国古典文学Ⅰ 中国古典文学Ⅱ 儒教思想史 | 2 | | |
| | 書道 (書写を中心とする。) | 書道Ⅰ(書道芸術) 書道Ⅱ(書道実技) | 2 2 | | 中一種免の み |

- (1) 単位の修得にあたっては備考欄を参照すること。
- (2) 専門教育科目は中学校では28単位以上、高等学校では34単位以上修得すること。
- (3) 該当科目中の○印は教育職員免許取得のための必修科目を示す。

| 免許 教科 | 教育職員免許法施行規則に定める 教科に関する専門教育科目 | 本学における該当科目 | | | 備考 |
|--|---------------------------------|-----------------|----|---|---------------------|
| | | 授業科目 | 単位 | | |
| | | | 必 | 選 | |
| 英 語 （ 中 学 校 ・ 高 等 学 校 ） | 英語学 | ○英語音声学 | 2 | | いずれか 1科目選択 必修 |
| | | 英語文法論 | | 2 | |
| | | 英語の歴史 | | 2 | |
| | | 英語とジェンダー | | 2 | |
| | | 英米言語文化文献購読Ⅰ | | 2 | |
| | | 英米言語文化文献購読Ⅲ | | 2 | |
| | 英米文学 | ○英文学史 | 2 | | いずれか 2科目選択 必修 |
| | | ○米文学史 | 2 | | |
| | | 中世イギリスの文化と文学 | | 2 | |
| | | 近・現代イギリスの文化と文学Ⅰ | | 2 | |
| | | 近・現代イギリスの文化と文学Ⅱ | | 2 | |
| | | 近・現代アメリカの文化と文学Ⅰ | | 2 | |
| | | 近・現代アメリカの文化と文学Ⅱ | | 2 | |
| | | ポストモダン英語圏の文化と文学 | | 2 | |
| | | 英米言語文化文献講読Ⅱ | | 2 | |
| | | 英米言語文化文献講読Ⅳ | | 2 | |
| | 英語コミュニケーション | ○英語コミュニケーションⅠ | 2 | | 1科目選択 必修 |
| | | 英語コミュニケーションⅡ | | 2 | |
| | | ○英語文章表現演習Ⅰ | 2 | | |
| | | 英語文章表現演習Ⅱ | | 2 | |
| | 異文化理解 | 欧米文化理論 | | 2 | 1科目選択 必修 |
| | | 英語文化論 | | 2 | |

(1) 単位の修得にあたっては備考欄を参照すること。

(2) 専門教育科目は中学校では28単位以上、高等学校では34単位以上修得すること。

(1) 該当科目中の○印は教育職員免許取得のための必修科目を示す。

| 免許 教科 | 教育職員免許法施行規則に定める 教科に関する専門教育科目 | 本学における該当科目 | | | 備考 |
|--|---------------------------------|------------|----|---|----|
| | | 授業科目 | 単位 | | |
| | | | 必 | 選 | |
| 理 科 （ 中 学 校 ・ 高 等 学 校 ） | 物理学 | ○基礎物理学 | 2 | | |
| | 化学 | ○基礎化学 | 2 | | |
| | | 無機化学 | | 2 | |
| | | 環境分析化学 | | 2 | |
| | | 有機化学 | | 2 | |
| | | 環境有機化学 | | 2 | |
| | | 基礎分析化学 | | 2 | |
| | | 基礎物理化学 | | 2 | |
| | | 応用物理化学 | | 2 | |
| | 高分子化学 | | 2 | | |
| 生物学 | ○基礎生命科学 | 2 | | | |
| | 生命の分子的基盤 | | 2 | | |
| | ○遺伝学 | 2 | | | |
| | ○発生生物学 | 2 | | | |
| | 細胞の生物学 | | 2 | | |
| | 生体の機能学 | | 2 | | |
| | 動物生理学 | | 2 | | |
| | 環境生理学 | | 2 | | |
| ○生態系の生物学 | 2 | | | | |
| 地学 | ○地球環境科学 | 2 | | | |
| 物理学実験 (コンピュータ活用含む。) | ○基礎物理学実験 | 1 | | | |
| 化学実験 (コンピュータ活用含む。) | ○基礎化学実験 | 1 | | | |
| 生物学実験 (コンピュータ活用含む。) | ○生命科学基礎実験 | 1 | | | |
| 地学実験 (コンピュータ活用含む。) | ○地球環境科学実験 | 1 | | | |

(1) 単位の修得にあたっては備考欄を参照すること。

(2) 専門教育科目は中学校では28単位以上、高等学校では34単位以上修得すること。

(1) 該当科目中の○印は教育職員免許取得のための必修科目を示す。